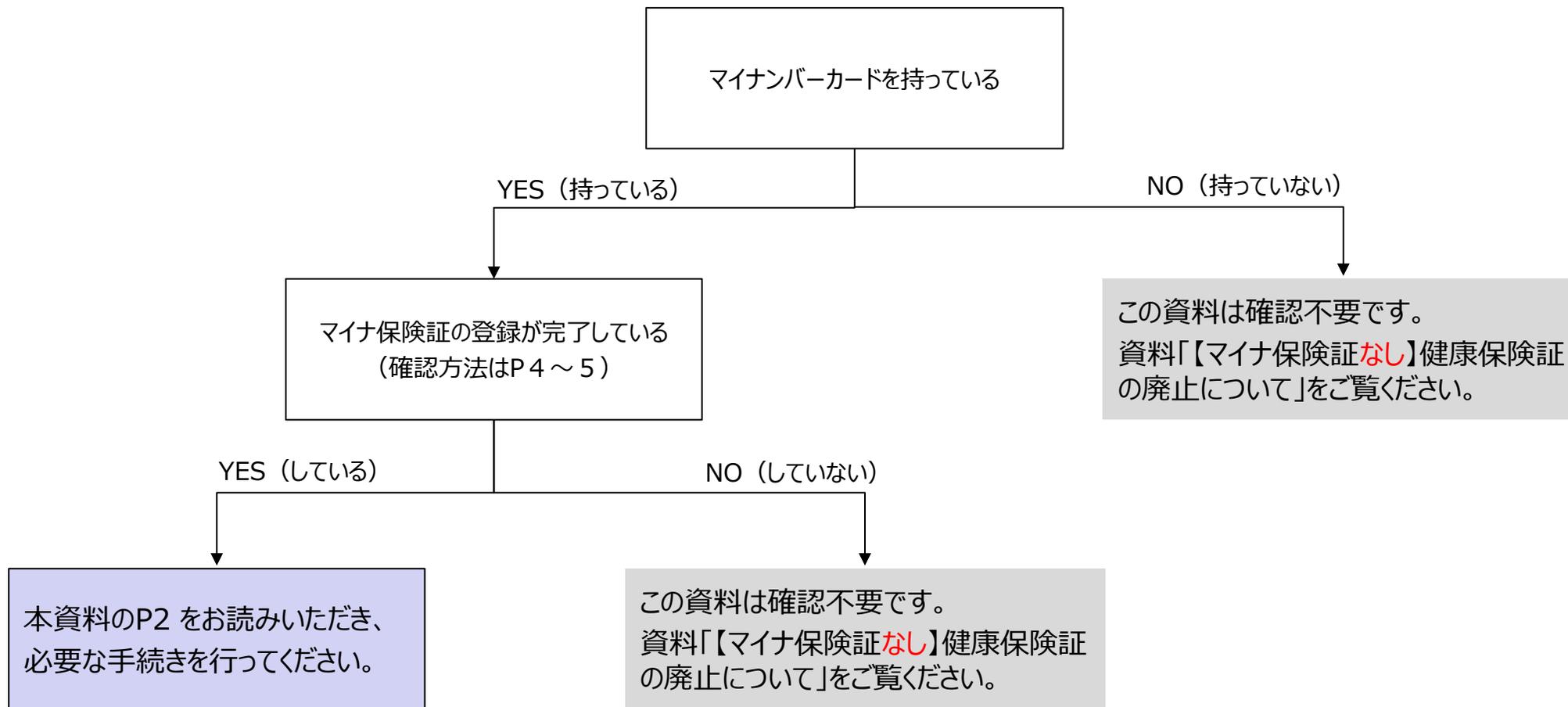


【マイナ保険証あり】健康保険証の廃止について

ご状況によって資料や手続きが異なりますので、まずは以下をご確認ください



【マイナ保険証あり】健康保険証の廃止について

2025年12月2日以降、健康保険証は廃止され、使用できなくなります。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を使用してください。

必要な手続き

- ・ **2025年12月2日以降、健康保険証はご自身で廃棄してください。**

廃棄する際は、氏名、記号、番号、保険者番号などの個人情報を読み取れないように細断するなどして適切に処分をお願いします。

【以下は、2024年11月時点で70歳以上かつJSR健保に加入していた方のみご対応ください】

- ・ 保険証とセットでご使用いただいていた「高齢受給者証」は、ご返却いただく必要があります。
「高齢受給者証」は廃棄せず、会社（事業所）担当者の案内にしたがって提出してください。

【マイナ保険証あり】健康保険証の廃止について

(参考) 2025年12月2日以降の健康保険の利用方法

- ・ 医療機関の受診は1（マイナ保険証の利用）が基本となります。
- ・ 1で受診ができない場合は、2または3で受診してください。
- ・ 4（健康保険証）は2025年12月2日以降は利用できません。

No.	利用方法	取得方法	備考	参照ページ
1	<p>現在から利用可能</p> <p>マイナ保険証</p> 	<p>ご自身でマイナンバーカードを取得のうえ、マイナ保険証の利用登録を行ってください。</p>	<p>利用登録済の方は現在から利用可能です。</p>	-
2	<p>2024/9以降発行済</p> <p>資格情報のお知らせ + マイナンバーカード</p> <p>紙</p>  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格情報のお知らせは会社にマイナンバーを提供済の方にお送りしています。（2024/9一斉交付。以降加入した方はその都度） ・ 資格情報はマイナポータルからスマホにダウンロードして利用することも可能です。 	<p><こんな時に利用します></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カードリーダーがない医療機関を受診するとき ・ 停電や、ICチップ破損など不具合でマイナ保険証が使えないとき 	P4~5
3	<p>マイナ保険証ありの方には発行されません</p> <p>資格確認書</p> <p>紙</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証をお持ちでない方に限り発行します。 ・ ふだんマイナ保険証をお持ちの方でも、マイナンバーカードの紛失等によりマイナ保険証が使用できない場合には、申請により発行します。 	<p>マイナ保険証をお持ちでない方が、医療機関を受診するときにご利用いただけます。</p>	-
4	<p>2025/12/2利用終了!</p> <p>健康保険証</p> 	<p>2024/12以降は発行を終了しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025/12/2以降は利用できません。 ・ 2025/12/2以降に各自廃棄してください。 	P2

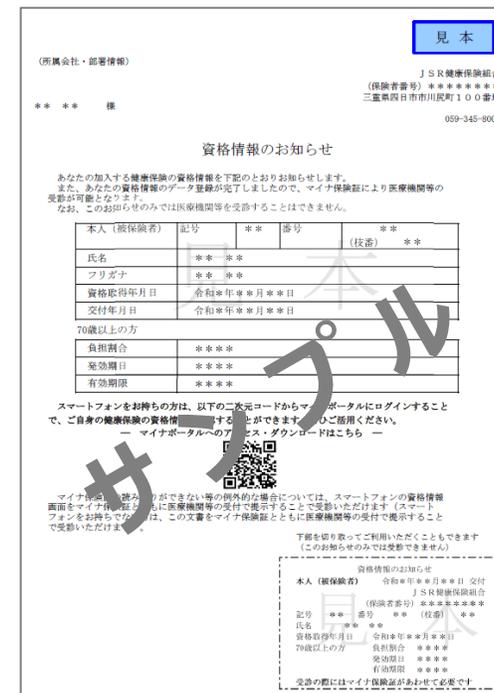
【マイナ保険証あり】健康保険証の廃止について

(参考) 資格情報のお知らせ

- 健康保険の資格情報（記号・番号、資格取得年月日、保険者名等）をお知らせする書類です。
- 「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等を受診することはできません。
- 資格情報は、マイナポータルからダウンロードすることができます。（詳細はP4）

<こんな時に利用します>

- 健康保険組合の申請時に、保険証の記号番号を確認するとき
- カードリーダーがない医療機関を受診するときや、
停電・ICチップ破損など不具合でマイナ保険証が使えないとき
⇒ 資格情報のお知らせとマイナンバーカードを医療機関窓口に提示



「資格情報のお知らせ」は、「資格確認書」とは別のタイミングで既に交付しています。

- ▶ 2024年8月以前からJSR健保に加入している方 …… 2024年9月に交付しています。
- ▶ 2024年9月以降にJSR健保に加入した方、
再雇用・氏名変更等で保険証の内容に変更があった方 …… 加入したとき、変更があったときに随時交付しています。

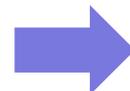
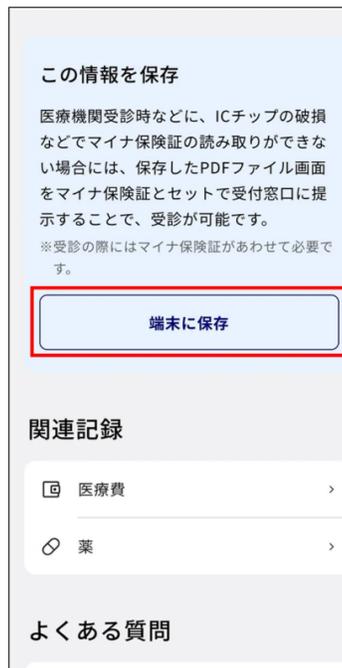
【マイナ保険証あり】健康保険証の廃止について

(参考) 資格情報のお知らせ

マイナポータルからダウンロードした資格情報は、「資格情報のお知らせ」と同じように使用できます。

- ① マイナポータルにログインしてください。
- ② 「健康保険証」を選択してください。
- ③ 画面下部の「端末に保存」を選択してください。
- ④ スマートフォン端末に資格確認証情報 (PDF)が保存されます。

- ※ マイナポータルにログインするためには、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください。



デジタル庁 : <https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623>

【マイナ保険証あり】健康保険証の廃止について

(参考) マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しているか確認する方法

(1) マイナポータルで確認する

- ① マイナポータルにログインしてください。
- ② 「健康保険証」を選択してください。
- ③ 「マイナンバーカード利用状況」に「登録済」と表示されている場合、健康保険証利用登録が**完了しています**。

※ マイナポータルにログインするためには、マイナンバーカードが必要です。
※ 初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください。



デジタル庁 : <https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623>

【マイナ保険証あり】健康保険証の廃止について

(参考) マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しているか確認する方法

(2) 医療機関のカードリーダーで確認する

- ① マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- ② 「顔認証」を行うか、「暗証番号（マイナンバーカード申請時に設定した4桁の番号）」を入力してください。
- ③ 利用登録の画面が表示された場合は、健康保険証利用登録が**完了していません**。 ※ カードリーダーの種類によって画面は異なります。

利用登録が完了していない

マイナンバーカードを保険証として登録

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です。

登録せずに終了

登録する

保険証として登録

マイポータル利用規約

マイポータル（以下「本システム」本システムという。）が提供する各種サービスを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなします。

（目的）
第1条 本利用規約は、デジタル庁が運営する本システムの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

終了する

同意して次へ進む

利用登録が完了している

過去の医療情報等の提供に同意しますか。

【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

政府広報オンライン：<https://www.gov-online.go.jp/article/202407/entry-6238.html>